

# 長野県とUR都市機構が 「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」 を締結しました

長野県と独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)は、長野県が行う未来に続く魅力あるまちづくりを推進することを目的として、相互に連携する協定を締結しましたのでお知らせいたします。

今後、UR都市機構の持つノウハウを活用しながら県内の市町村が行うまちづくりの支援やまちづくりに携わる人材の育成等に取り組んでいきます。

#### 別紙協定書



写真左より 中島 正弘 UR都市機構理事長 阿部 守一 長野県知事

(お問い合わせ先)

長野県

建設部 都市・まちづくり課

(電話) 026-235-7297

UR都市機構

本社 都市再生部 全国まちづくり支援室 まちづくり支援課

(電話) 045-650-0870 本社 広報室 広報課 (電話) 045-650-0887

# <協定締結の背景及び目的等>

## 1) 背景

UR都市機構では、地方都市等における、コンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築といった政策課題に対し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017年改訂版)」も踏まえ、地方公共団体、まちづくり活動の担い手等と連携しつつ、都市機能・居住機能の誘導、老朽建物・低未利用地の再編・再整備及び中心市街地の活性化、地方再生コンパクトシティの支援やPPP/PFIの活用等における民間事業者との連携等のノウハウの提供を行い、各地域の特性を踏まえた地域活性化に取り組んでいます。

#### 2)目的

長野県とUR都市機構が相互協力の上、長野県が行う県内のまちづくりの支援やまちづくりに携わる人材の育成支援を実施することにより、未来に続く魅力ある地域社会の構築に寄与することを目的とします。

# 3) 本協定に基づく主な取組み事項

- ・「信州地域デザインセンター(仮称)」(※)の構築に向けた検討
- ・「老朽化した公共施設や空き地、空き家などの利活用」、「民間の力を借りたまちの活性 化」などの相談への対応と、必要に応じた事業化の支援
- ・専門家の派遣による、各種事業及びコーディネートの実施
  - (※) 信州地域デザインセンター(仮称)とは

まちづくり支援のための広域型プラットフォーム。コーディネーターが常駐し、 市町村からの相談に対してアドバイスや専門家とのマッチングを行う仕組み。定 期的に研修会等を実施し、まちづくりに携わる人材の育成も行う。

# まちづくり支援に係る包括連携に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と独立行政法人都市再生機構(以下「乙」という。)は、お互いの持つ技術や情報を活かし、未来に続く魅力あるまちづくりを進めていくため、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互協力の上、甲が県内で行うまちづくりの支援やまちづくりに携わる人材の育成支援を実施することにより、未来に続く魅力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。
  - (1) 甲が行う市町村等のまちづくりの支援に関する事項
  - (2) 甲が行うまちづくりに携わる人材の育成に関する事項
  - (3) その他両者が必要と認める事項

#### (連携体制)

第3条 甲と乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

#### (機密保持)

第4条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

#### (有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から発効し、甲と乙が本協定の終了について合意したときに失効するものとする。

# (協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、定 めるものとする 本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の長が記名の上、各自1通 を保有する。

平成30年5月18日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2 長野県知事

( 自署)

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番1号 独立行政法人都市再生機構 理事長

( 自 署 )